

豊橋市監査公表第2号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、定例監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年5月1日

豊橋市監査委員	鈴木 教 仁
同	野 口 洋
同	坂 柳 泰 光
同	伊 藤 哲 朗

令和6年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	公表 番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措 置 結 果	措置通知日 年月日
企画部	首都圏活動 センター	06-09	指摘 事項	首都圏活動センターのホームページにおいて、令和元年度定例監査や令和4年度包括外部監査で同様の指摘意見を受け、措置通知を提出したにもかかわらず、更新が不十分な事例が散見された。重要な情報発信ツールであるとの認識を持ち、情報の更新を行うとともに、ホームページ以外においてもSNS等の発信手法やコンテンツを精査し、効率的かつ効果的な情報発信をされたい。	首都圏活動センターのホームページを改めて見直し、令和6年12月に情報更新を行うとともに、令和7年2月に事業担当課と定期的に情報を更新する仕組みを作るなど、今後の効率的かつ効果的な情報発信について、意見交換を行った。今後は遅滞なくホームページの更新を行う。 また、ホームページ以外においても、積極的に情報収集を行うとともに、情報発信日やアクティブな時間帯などを見極め、的確なタイミングでの情報発信に努めることとした。	R7.3.26
		06-09	意見	首都圏在住の東三河地域にゆかりのある人を会員としてほの国東三河応援倶楽部を組織し、年に1回の総会において東三河各市の現況報告や交流を行っているが、引き続き参加者の増加や交流会の時間の確保などを図るとともに、参加者を飽きさせないような仕掛けにより、「次回も参加したい」「地元をもっと応援したい」と思ってもらえるような総会運営に努められたい。	令和7年2月4日に開催した令和6年度の総会において、来賓挨拶や東三河各市の現況報告などの構成の見直しを行った結果、交流会の時間を十分に確保することができた。また、東三河各市のPR動画の放映や企業の協力を得て抽選会を開催するなど、参加者を飽きさせないような内容としました。今後も引き続き「次回も参加したい」「地元をもっと応援したい」と思っただけのような総会運営に努めることとした。	R7.3.26
健康部	こども保健課	06-09	意見	産後ケア事業業務委託における契約締結に係る決裁において、予定価格を上回らなかったとして同額で複数の事業所と契約しているものが見受けられたが、競争入札を原則とする地方公共団体の契約の例外的方法により契約する場合においては、契約方法を含め関係部署と協議の上、適切な契約事務に努められたい。	産後ケア事業業務委託における現行契約事務の問題点について、令和6年12月に課内で共有するとともに、関係部署と今後の対応について調整を行い、他都市の事例も参考にするなどの結果、次年度以降の契約事務については、実施業務の性質上複数の最低額見積事業者が契約の相手方となり得る旨を関連書面に追記したうえで現行通りとする結果となった為、令和7年3月課内において周知徹底を図った。	R7.3.19
環境部	資源化センター	06-17	意見	焼却炉・ごみ汚水槽等清掃業務において、受託者と実施時期について協議を行っているが、課内には口頭で報告を行ったとしている。仕様書と異なる事項の協議については、協議内容の明確化やチェック体制の強化を図るため協議内容を書面で情報共有を行うなど適切な事務処理に努められたい。	業務委託において協議を行う場合には、打合簿でその内容を明確化するとともに、協議内容により決裁などを行い、課内での情報共有を図るよう、令和7年3月11日に課内職員に対して周知徹底を行った。	R7.3.26
総合動植物 公園	自然史博物館	06-09	指摘 事項	軽貨物自動車の購入において検査権限のない職員を検査職員とした事例や大型映像デジタル番組組込・宣伝業務のプロポーザルに係る選定委員会設置要綱において選定委員会の招集時期が誤っていた事例、委託業務の発注において昨年度の業務期間を記載した請書を受領した事例などの不適切な事務処理が見受けられた。これらは課内での確認が十分でないと考えられるため、契約規則等にとり適正な契約事務をされたい。	軽貨物自動車購入における検査報告書に誤記載のあった検査職員欄については令和6年12月5日、実際に検査を行った館長名に訂正した。また同日、委託業務の請書に誤記載のあった業務期間欄について、業者より正しい期間への訂正を受けた。これらの再発防止のため、翌日の朝礼にて、契約規則にのっとり適正な契約事務を行う旨職員に対して周知徹底を行った。 大型映像番組選定委員会設置要綱について、令和7年4月1日から選定委員会召集時期の「受託候補者決定後」を「提案者決定後」として誤認させる記載を改める旨、令和7年1月8日決裁済み。	R7.3.28
		06-09	意見	4K3D対応デジタルシネマシステム賃貸借業務において、令和5年10月31日に契約期間満了に伴い無償譲渡により取得した50型液晶テレビ等の物品について、備品台帳や管理台帳等による管理がされていなかった。財産管理規則にのっとり、適切に管理するよう努められたい。	令和6年12月22日、新たに無償譲渡物品に関する管理台帳を作成した。また同日、毎年度末備品台帳を確認する際は当該管理台帳も併せて確認することを職員に周知した。	R7.3.28

令和6年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	公表 番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措 置 結 果	措置通知日 年月日
総合動植物 公園	自然史博物館	06-09	意見	植物生態模型製作業務等において、委託業務の手引きにある著作権の帰属先が記載されていない事例が散見された。また、自然史博物館空調設備保守点検業務において、機器内外の清掃範囲が不明確であった。仕様書の不備は、不適切な契約履行につながるおそれがあるため、仕様書には必要事項を明記するよう努められたい。	業務委託の仕様書を作成する際は、著作権等の帰属先や清掃の範囲など委託業務の手引きに記載されている必要事項や業務内容について明確に記載する事を、令和6年12月6日朝礼にて職員に周知した。	R7.3.28
		06-09	意見	自然史博物館と芸術系大学の連携・協力に関する協定は3年間で自動更新としており、この協定に基づき特別企画展用P R用模型等製作業務を二者随意契約しているので、協定の効果を客観的に評価した上で更新するよう努められたい。	連携協定に伴う事業は、特別企画展P R用模型等製作業務のみならず当館職員による名古屋芸術大学での講義、当館内でのミュージアムコンサート等多岐にわたるため、それらの効果を総合的に検討・評価した上で連携協定更新の可否を判断することとした。 次回更新の令和8年度以降は、3年ごとの更新の際に更新の可否を判断する旨、事務担当者引継ぎに記載した。また、このことについて令和6年12月6日朝礼にて課内周知した。	R7.3.28

令和5年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	公表 番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措 置 結 果	措置通知日 年月日
財務部	契約検査課	06-01	意見	工事監査において事務処理の誤りや現地調査の不足による不備事項が散見されたので、入札、契約事務を始め監督業務などを指導する課として、改めて工事担当課等と共に研修の在り方を検討し、職員のレベルアップに努められたい。	令和5年度は、基本技術研修（新規採用14名）、初級技術研修（採用3年目相当7名）、中級技術研修（採用後7年目相当33名）、派遣研修（全国建設研修センター6名、国土交通大学校4名）、愛知県主催の建設技術研修（26講座63名）、現場研修（4件105名）、技術職員特別研修（公正取引委員会50名）の各研修を実施した。今回の監査の意見を受け技術管理等検討会議研究部会（補佐会議）で検討を行い、令和6年度はこれらに加え、主任監督員の心構えと業務を遂行する上で必要な知識等の習得を図るため、新たに主任監督員研修会を行うこととし、令和6年7月5日に47名が受講した。 研修の内容としては、今回の指摘事項や現状を伝えるとともに、①工事監督について、②契約の内容、変更契約の方法、③設計書、変更設計書の作成方法について研修を行い、主任監督員として行わなければならないチェックリストを作成し、活用するように指導を行った。 研修後にはアンケートを徴取し、主な意見として ・主任監督員の役割、責務について改めて確認できた。 ・入札事務について、最低制限価格等の制度、持込みから契約までの手続きの重要性を再確認できた。 等の意見を頂いた。 アンケート内容を補佐会議（8月9日）に提示し各課にフィードバックを行った。 このような取組みにより研修の仕組みの検討や職員のレベルアップを図っている。	R7.3.31
こども未来部	こども未来館	05-10	意見	地域子育て支援センター事業委託において、当該事業の受託者が所有し実施場所とする施設のエアコン修繕について、仕様書のその他市長が必要と認めることを根拠として委託料に増額して修繕相当額を支出しているが、当該委託契約書においては施設の維持管理に関する負担が不明確である。施設の所掌を考慮の上、費用の負担及びリスク分担を明確にし、適切な事業運営を図られたい。	令和6年度からは、仕様書に「業務の安全な実施に必要な施設の環境の確保」を業務内容として明記するとともに、施設、設備、備品類等に係る1件10万円以下の修繕は受託者が行うほか、10万円を超える場合は市と別途協議することを明記することにより、費用負担とリスク分担を明確にして契約を行うこととした。	R7.3.21
上下水道局	総務課	05-20	意見	小池給水所跡地売却において、境界確定等を行ったところ水路構造物の越境が分かったため、関係課と調整したものの協議書を作成していなかった。その後、認識の相違が判明したため、年度内売却のための公告には至らなかった。この間、不動産鑑定評価書を作成しており、次年度売却時には、新たに不動産鑑定評価額に対する意見書作成に係る費用も発生することから、合意した内容を記録に残すなど、適切な事務処理に努められたい。	令和6年3月に、他部局との打合せを行う際には、関係各課との調整を密に行い、協議記録を作成し、作成した記録を相互で事後確認した上で事務手続を進めるよう所属内で周知・徹底した。	R7.2.20
	浄水課	05-20	指摘事項	小鷹野浄水場及び多米配水場用地の使用許可に係る決裁において、使用料の免除についても併せて決裁しているが、次長専決とすべきところを課長専決としていた事例が見受けられた。また、入札執行の決裁においても、局長専決とすべきところを課長専決としていた事例が見受けられたので、決裁規程にのっとり適正な事務処理をされたい。	適正な事務処理をするため、行政財産の使用許可及び使用料免除や入札執行の決裁では、その根拠となる規程を添付し、豊橋市上下水道局処務規程及び豊橋市決裁規程に定められている決裁権者を複数人で確認することとし、令和6年3月に課内において周知徹底を図った。	R7.2.20
		05-20	意見	下条給水所第3水源掘替工事において、設計書に不適切な工事保険を指定していたので、付すべき保険については正しく示すよう、適切な事務処理に努められたい。	本工事においては、令和5年11月に受注者と協議を行い、適切な工事保険に加入することを双方で確認した。また、今後については個々の工事内容に応じ適切な工事保険に加入できるよう特記仕様書を見直し、令和6年3月に課内において周知徹底を行った。	R7.2.20

令和5年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部 名	課 名	公表 番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措 置 結 果	措置通知日 年月日
上下水道局	下水道施設課	05-20	指摘 事項	下水道敷地等の占用許可に係る決裁において、占用料の減免についても併せて決裁しているが、次長専決とすべきところを課長専決としていた事例が散見された。また、予定価格の決定においても同様に、次長専決とすべきところを課長専決としていた事例が散見されたので、決裁規程にのっとり適正な事務処理をされたい。	適正な事務処理をするため、占用料の減免の決裁ではその根拠となる規程を添付し、豊橋市上下水道局処務規程及び豊橋市決裁規程に定められている決裁権者を複数人で確認することとした。また、予定価格の決定に際しても当該規程を添付し、決裁権者を確認することとした。 また、この内容について、令和6年3月に課内打合せをして、職員に周知徹底を図った。	R7.2.20
		05-20	指摘 事項	公共下水道敷地等占用許可書において、許可書の名称、根拠条例の記載について公共下水道と地域下水道を誤っている事例が散見された。令和2年度の定例監査結果の意見を受けて措置通知を提出したにもかかわらず、再度の不備が発生したことを重く受け止め、再発防止に向けた実効性のある取組を全職員で共有して適正な事務処理をされたい。	令和6年4月から、占用許可書に記載する内容について、豊橋市下水道条例と豊橋市地域下水道条例を併記することとした。また、この内容について令和6年3月に所属内の全職員に共有した。	R7.2.20
		05-20	意見	大山中継ポンプ場応急本工事（機械設備・災害復旧）において、契約約款第52条（契約不適合責任期間等）に示されている期間と特記仕様書第9条（保証及び保証期間）に示されている期間について齟齬が見受けられたので、適切な事務処理に努められたい。	本工事において齟齬が生じている期間については、受注者と協議を行い、契約約款第52条（契約不適合責任期間等）に示されている期間である1年間として双方で令和6年3月に書面にて確認した。また、特記仕様書の見直しをするとともに令和6年3月に課内においてチェック体制の強化及び周知徹底を行った。	R7.2.20

令和4年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部 名	課 名	公表 番号	区 分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措 置 結 果	措置通知日 年月日
総務部	人事課	04-11	意見	職務遂行する上で起こり得る不備を削減するため、また、急速に進むA I や I T 技術の導入及びD X に対応していくため、関係課室と連携して、デジタル人材育成を始めとするニーズに応じた研修の充実を図られたい。	より高度で専門的な知識・技能習得を目的に、外部機関が実施する研修に職員を派遣している中、令和4年度から「I C T による情報政策研修」や「D X 研修」などデジタル分野における研修を追加し、職員を延べ5人派遣した。さらに、令和3年度から引き続き、情報政策に関するノウハウや他自治体の事例、関係法令などを学ぶため、愛知県総務局情報政策課へ実務研修派遣として職員を派遣しており、これまでに延べ3人を派遣している。 このほか、行政デジタル推進室が主体となり、令和5年度から「D X 研修（階層別）」を延べ4, 3 4 7 人に実施し、組織的なD X の推進を図っている。受講後のアンケートでは、「難しそうなイメージから身近なものに変わった」「データ集計の方法は実業務にも活かそう」などの意見があり、これらを参考に、今度も引き続き関係課室と連携し、デジタル人材の育成を含め、時世やニーズに応じた研修の充実を図っていく。	R7. 4. 4
	情報企画課	04-11	意見	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づいて、国が定める標準仕様書に沿ったシステムに移行することを推進しているが、10程度のシステムを同時期に標準化移行することから相互連携の調整が必要であり、また、国の策定する標準化仕様に合わせて業務フローを見直すなど、業務改革を伴う難易度の高いシステム更新であることから、関係部署と調整して適切な事業進捗に努められたい。	標準化対象業務に係る基幹業務システムについて計画的かつ効率的に標準化移行するため、移行方針等をまとめた「豊橋市基幹業務システム標準化全体移行計画」を令和5年5月に策定した。 また、情報企画課を事務局とする庁内横断的なプロジェクト体制を組織したほか、令和6年8月には全システムのプロジェクト主管課及び構築ベンダが参加する「豊橋市標準化対応に係るベンダ連絡会議」を立ち上げた。このように、令和8年1月の一斉標準化移行に向けた全関係者による連絡・調整の場を構築し、進捗管理を行う体制を整えた。	R7. 3. 31
上下水道局	水道管路課	04-25	指摘事項	入札事務において、設計積算の不備により入札を取り止めた事例が散見されたので、職員の積算能力の向上及び確認体制の強化など再発防止に取り組み、適正な事務処理をされたい。	令和4年度中に策定した「積算ミス再発防止策」に基づき対策を実施し、職員の設計・積算能力向上と意識改革、再発防止のため、課内研修を定期的に行うこととし（令和5年度2回実施済み）、検算体制の充実を図った。	R7. 2. 20

令和3年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	公表 番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措 置 結 果	措置通知日 年月日
総務部	人事課	03-19	意見	新任6級職研修委託業務及び新任主査職研修委託業務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により一者随意契約をしているが、最適である等の抽象的な要素では、理由の妥当性を客観的に判断することができないため、価格以外の要素を契約の相手方決定の判断材料としたい場合は、プロポーザル方式での調達を検討するなど、適切な事務処理に努められたい。	入札、プロポーザル方式での調達方法も検討したが、研修講師を選定し、講師が指定した研修業者に委託している現在の運用を踏まえると一者随意契約が妥当であるため、令和6年1月に一者随意契約理由を明確にするよう課内会議にて周知した。	R7. 4. 4
こども未来部	こども未来館	03-13	意見	地域のボランティアが中心となって運営している「ここにこサークル」について、原課の考えとしては、身近な地域での親子の交流の場を提供し、地域の子育て力向上にも役立っていることから今後も必要な事業ではあるが、担い手不足の課題があるため一定の整理が必要とのことであった。当該整理においては、担い手の育成や各サークルの質の平準化の取組など、行政として何ができるのかを検証した上で行うよう努められたい。	令和4年1月の課内会議において、担い手の育成や各サークルの質の平準化に向けて、行政として何ができるかを検討し、次の取組を実施した。 1つ目として、ボランティアの育成やサークル活動の充実に資する「ボランティア養成講座」を引き続き開催した。 2つ目として、サークル利用者に対する運営ボランティアへの勧誘（令和2年度から実施）を、さらに強化し行った。 3つ目として、令和4年度から利用者に配布する出席者カードを全サークルで統一した。	R7. 3. 21